

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、国民健康保険の給付及び保険料の賦課・徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和8年3月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>①国民健康保険被保険者の資格異動に関する事務 ②国民健康保険料の賦課・収納に関する事務 ③国民健康保険料の滞納整理に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ※(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>※「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>詳細については「(別紙1)事務の内容」を参照</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

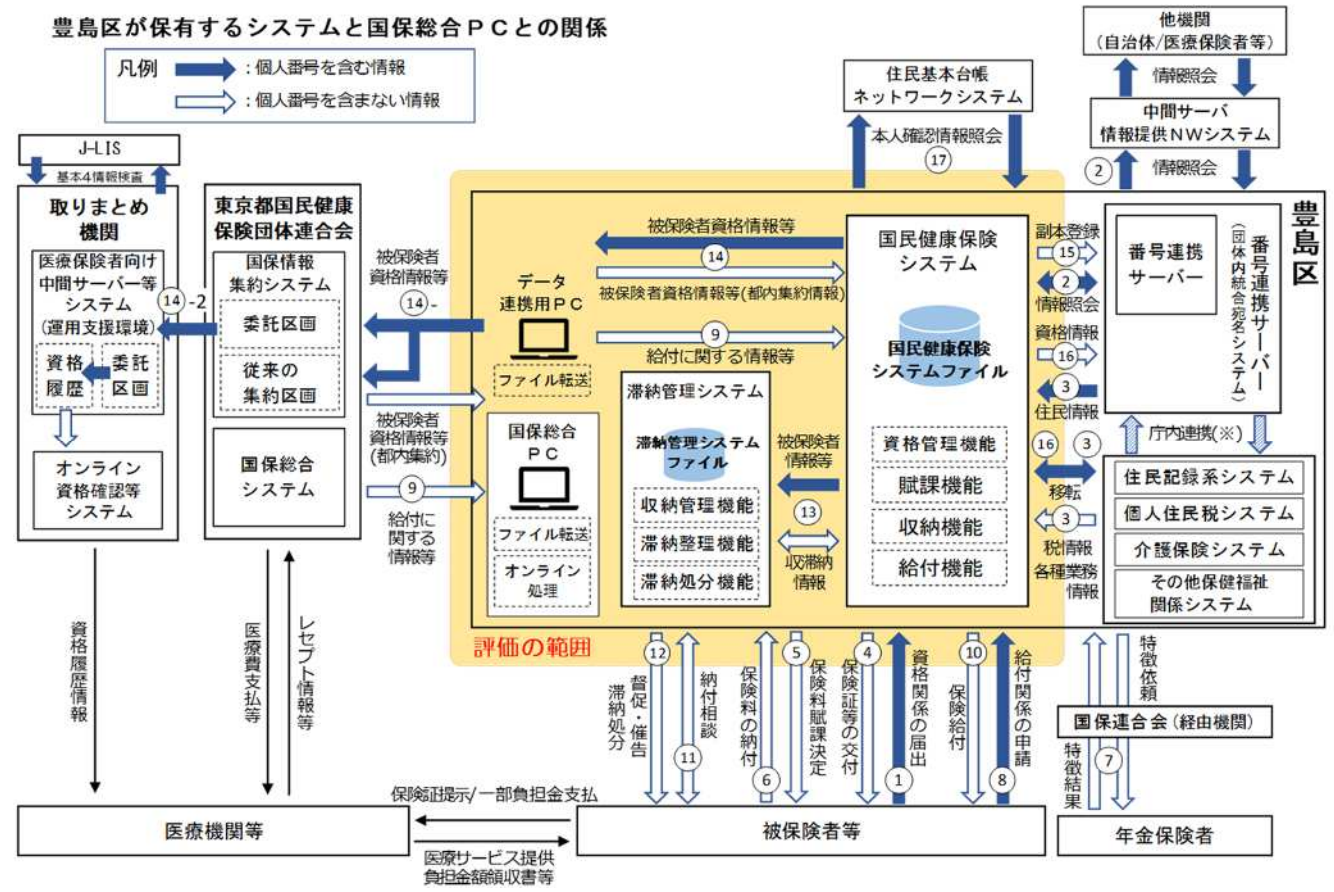
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>①資格得喪の管理及び保険証等の発行管理 資格の取得や喪失についての管理と保険証等の発行管理を行う機能。 ②保険料の賦課額算定(変更算定含む)とその管理 国民健康保険料の賦課額を算定し、その管理を行う機能。 ③収納額の管理及び督促に絡む帳票の出力 国民健康保険料の収納額の管理や督促に関する帳票類の出力を行う機能。 ④給付記録の管理及び療養費(高額等)・過誤関連書類の出力 国民健康保険の給付に関する各種記録の管理を行う機能。また、療養費(高額療養費等)や資格外給付等の場合の過誤関連の書類を出力する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (滞納管理システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム)</p>
システム2	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<p>①国民健康保険料の収納管理及び催告書の出力 国民健康保険料の収納に関する管理と催告書を出力する機能。 ②国民健康保険料の滞納整理 国民健康保険料の滞納を整理する機能。 ③差押財産の管理及び換価処分の管理 国民健康保険料滞納者に対する差押財産の管理及び換価処分の管理を行う機能。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（国民健康保険システム）
システム3	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号の付番を行う機能。</p> <p>②符号要求機能(番号連携サーバ) 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う機能。</p> <p>③情報提供機能(番号連携サーバ) 各業務で管理している特定個人情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う機能。</p> <p>④情報照会機能(番号連携サーバ) 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（各業務システム、中間サーバ）
システム4	
①システムの名称	自治体中間サーバ
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び提供情報受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④番号連携サーバー(団体内統合宛名)接続機能 中間サーバと番号連携サーバー(団体内統合宛名)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能及び特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）
システム5	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>

	<p>個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>②情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能</p> <p>(1)機関別符号取得(※2)(評価対象外) 医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生じ、情報提供サーバーに転送する。 支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。</p> <p>(2)情報照会 及び (3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p> <p>(4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>③本人確認事務に係る機能</p> <p>(1)個人番号取得 及び(2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保情報集約システム、オンライン資格確認等システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保情報集約システム、オンライン資格確認等システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保情報集約システム、オンライン資格確認等システム)									

3. 特定個人情報ファイル名	
①国民健康保険システムファイル ②滞納管理システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160 <p><オンライン資格確認の準備業務における根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ②国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
7. 他の評価実施機関	
—	

(別紙1) 事務内容



(備考)

評価の範囲に係る事務(データの流れ)を以下に示す。

- 被保険者が資格異動に係る届出、保険料減免等に係る申請を行う。①
- 個人番号による他機関への情報照会②や庁内連携等③により必要となる情報を取得する。
- 資格異動届に基づき取得・喪失等の資格認定の処理を行い、被保険者証等を交付する。④
- 被保険者(納付義務者)に対し、所得情報や減免申請等に基づいて保険料賦課を行い、通知する。⑤
- 納付書等により保険料を納付する。⑥
- 年金からの特別徴収に係る情報を国保連合会を経由して連携する。⑦

- 被保険者が保険給付に係る申請を行う。⑧
- 個人番号による他機関への情報照会②や庁内連携等③により必要となる情報を取得する。
- 必要に応じて国保総合システムでレセプト照会等を行う。⑨
- 申請に係る保険給付、限度額認定証等の交付を行う。⑩

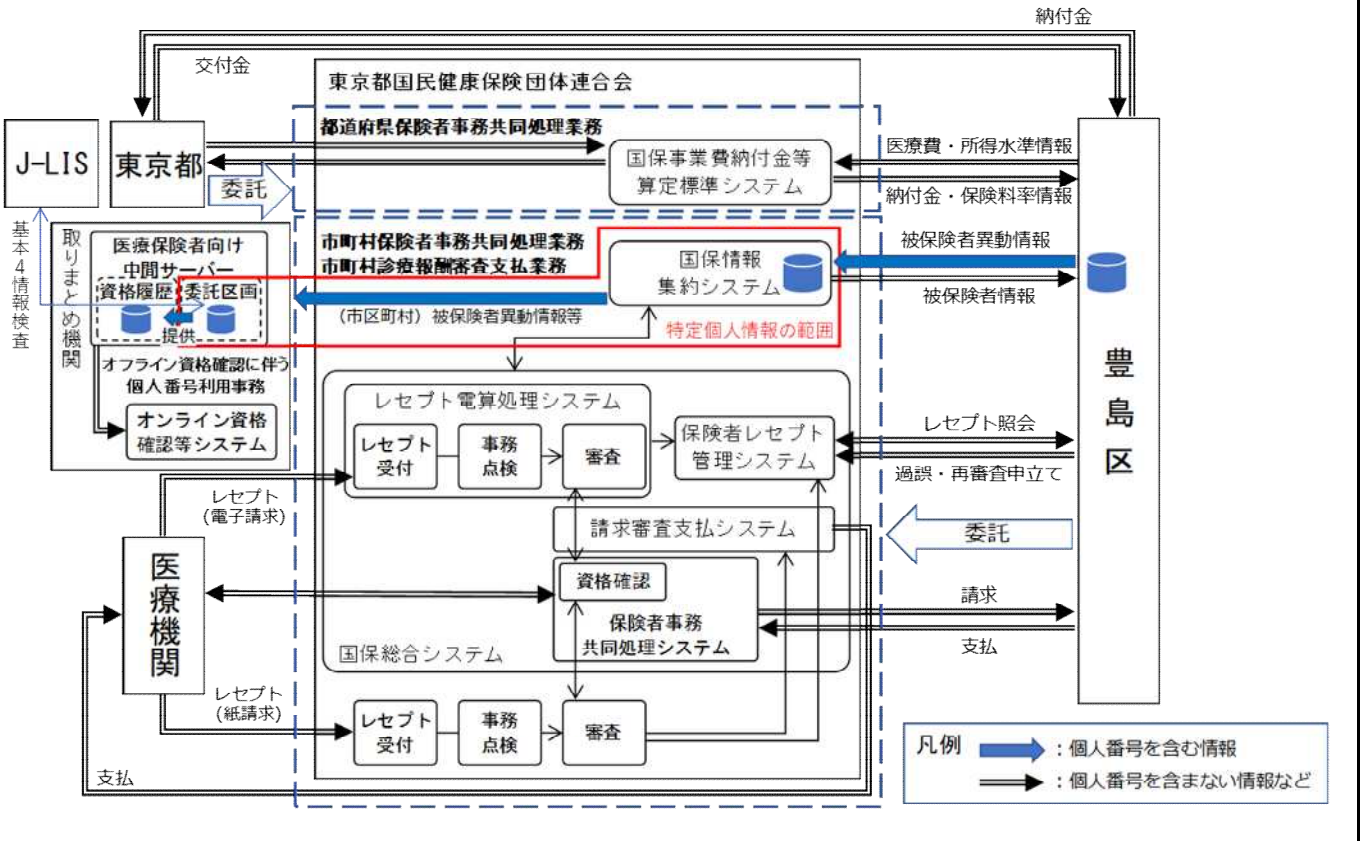
- 保険料納付に係る相談等により保険料の分納管理を行う⑪
- 納付状況に応じて督促・催告を行い、その後も納付がない場合は滞納処分を行う。⑫

- 滞納管理システムと資格情報・収納納情報を連携する。⑬
- 国保情報集約システムと資格情報等のデータ連携を行う。国保情報集約システムからは都内集約した情報を受け取る⑭
- 国保情報集約システムへ資格情報等のデータを転送する。⑭-1
- 国保情報集約システム経由で医療保険者向け中間サーバ等システムへ資格情報等の登録を行う。⑭-2
- 番号連携サーバを経由して中間サーバに登録するため、資格情報等副本を連携する。⑮
- 庁内連携システム等により庁内部署へ資格情報等を連携(移転)する。⑯
- 必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を取得する。⑰

(※)庁内連携では、個人番号を含む情報と個人番号を含まない情報どちらも連携する。

(別紙1) 事務内容

国保連合会への業務委託とシステムの関係



(備考)

1.市町村保険者事務共同処理業務

1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会に委託する。

なお、「国保情報集約システム」では、個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。

1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。

1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2.都道府県保険者事務共同処理業務

都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者負担金等の歳入を推計、また、保険料収納必要額を推計する。その保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。

なお、本業務を行う「国保事業費納付金等算定標準システム」では個人番号を使用しない。

3.市町村診療報酬審査支払業務

保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払いを国保連合会に委託する。

なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。

4. オンライン資格確認の準備業務

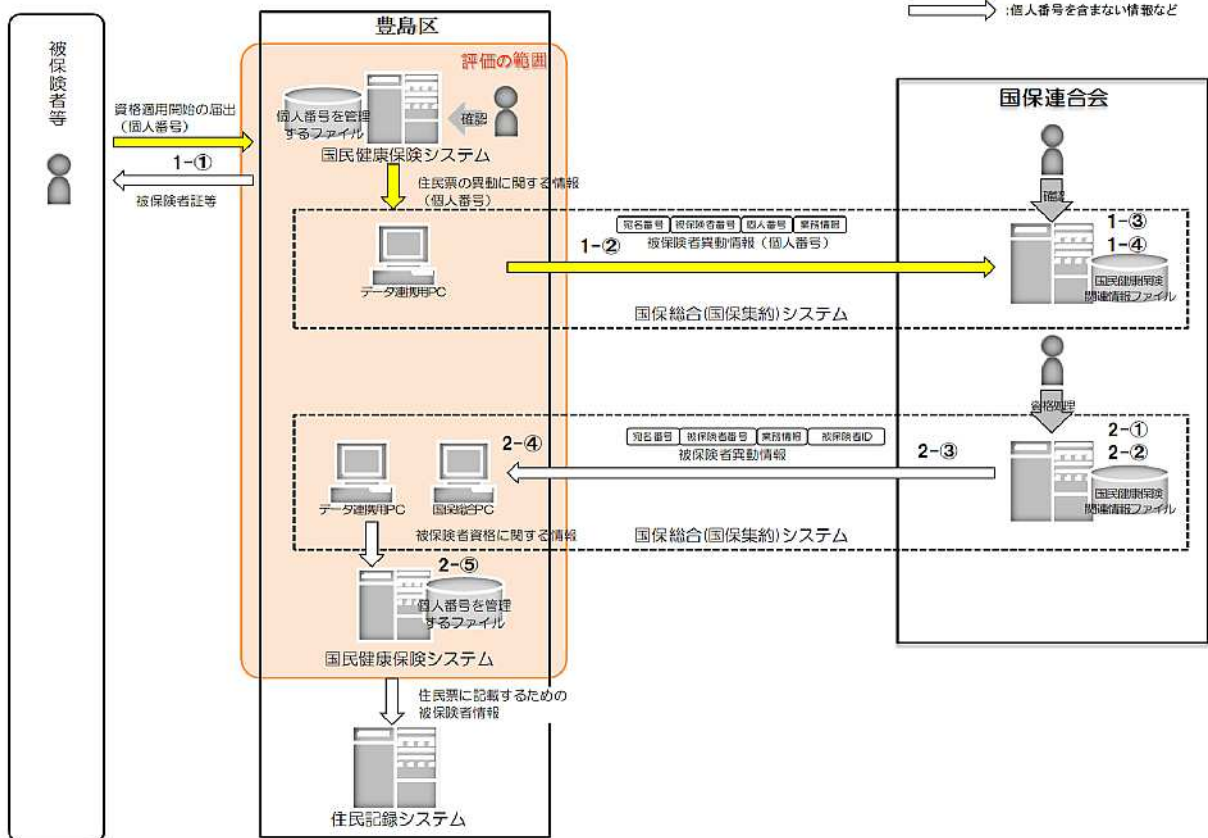
・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。

・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務



(備考)

1. 資格継続業務

・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。

・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。

(1)被保険者異動情報等の送信

1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。

1-②市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成、データ連携用PCを用いて被保険者異動情報を国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信する。

1-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

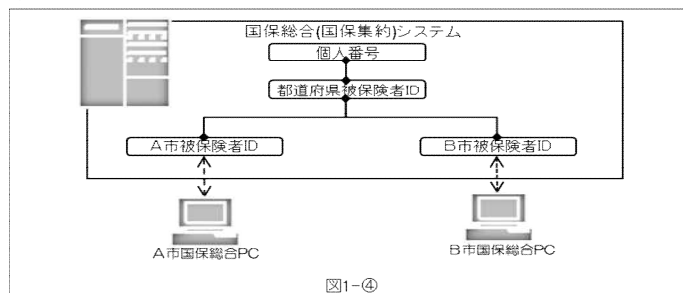


図1-4

(2)被保険者異動情報の受信

2-①(1)において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。

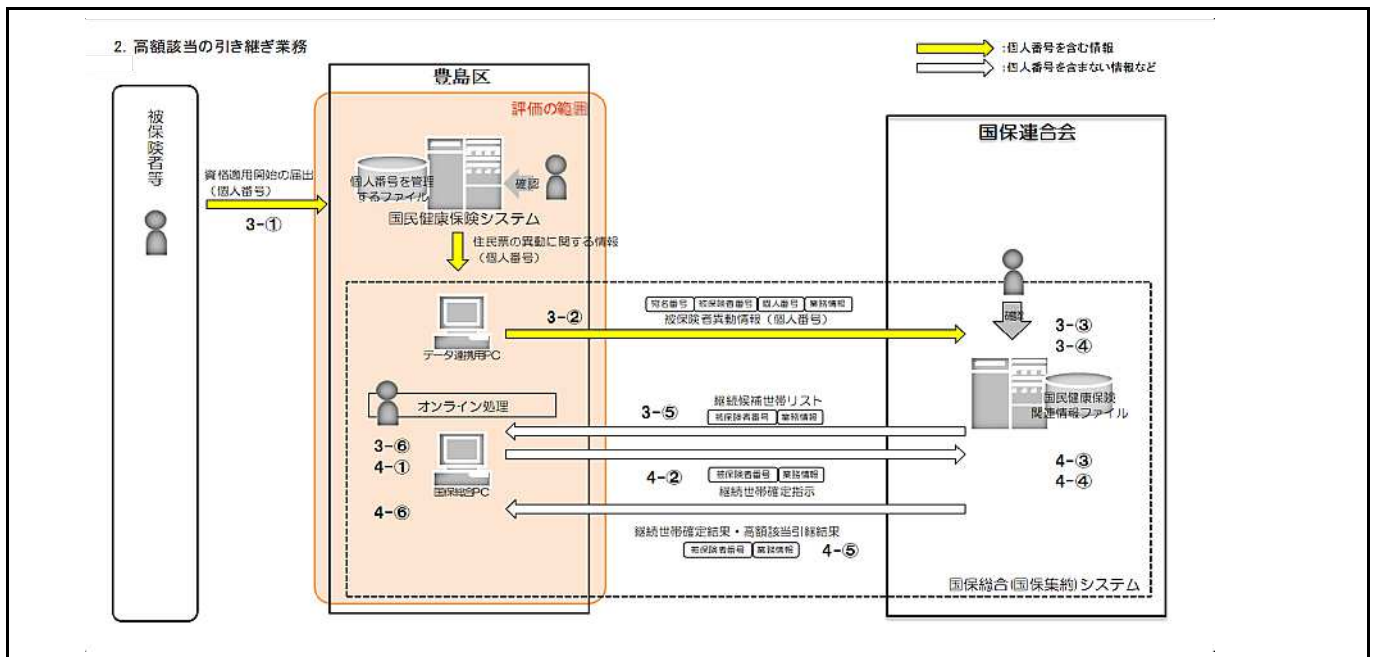
2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐づき、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。

2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。

2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC(又はデータ連携用PC)に、被保険者異動情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。

2-⑤市区町村では、国保連合会の国保総合(国保集約)システムから、データ連携用PCを用いて市区町村システムに被保険者異動情報を受信する。

2-⑥市区町村システムでは、受信した被保険者異動情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者異動情報を更新する。市区町村では、すでに被保険者異動情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者異動情報を追加して管理する。



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 継続候補世帯の抽出

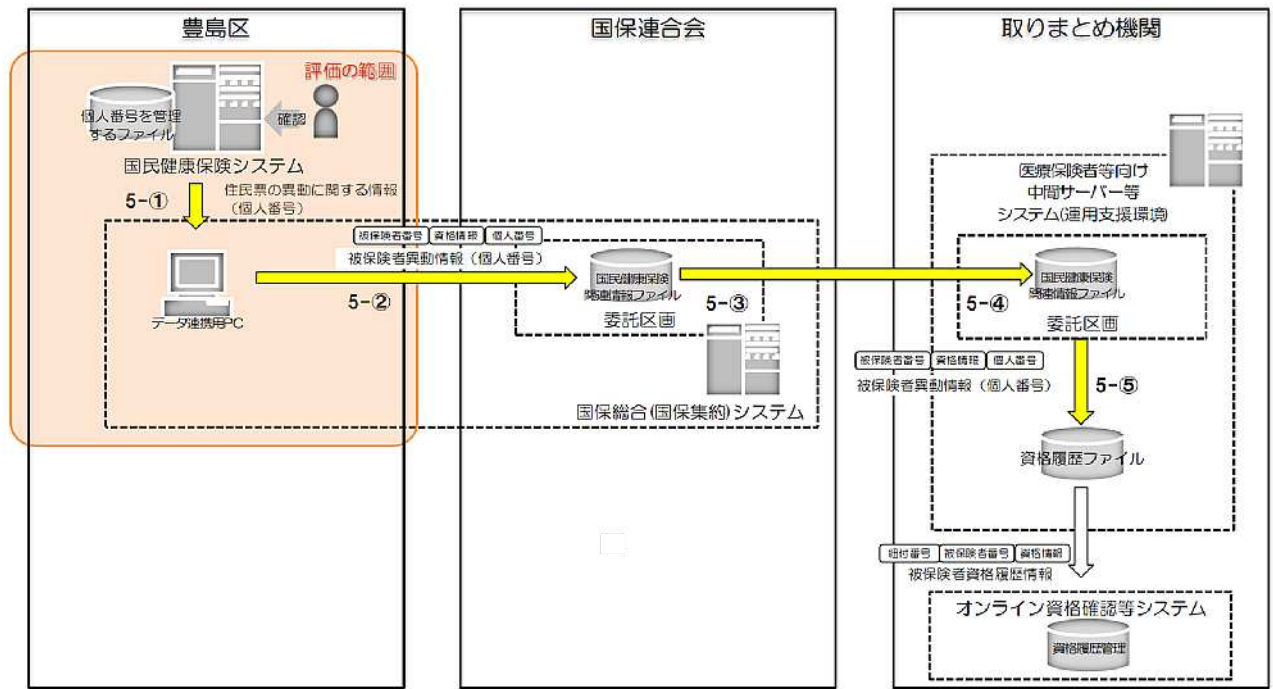
- 3-① 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システムに当該情報を登録する。
- 3-② 国民健康保険市区町村自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成、データ連携用PCを用いて被保険者異動情報を国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信する。
- 3-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑥ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-① 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-② 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC(又はデータ連携用PC)に、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

→ (黄色) : 個人番号を含む情報
→ (白) : 個人番号を含まない情報など



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成、データ連携用PCを用いて被保険者異動情報を国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信する。

5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。

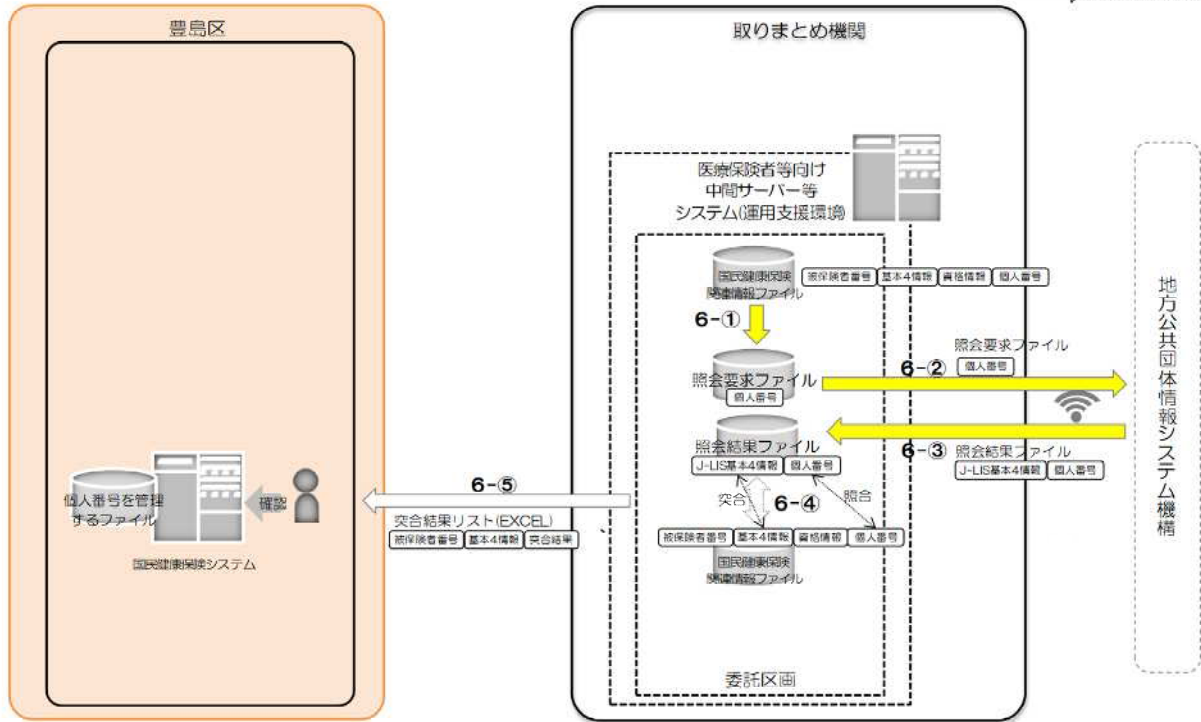


5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

→ 個人番号を含む情報
 → 個人番号を含まない情報など



(備考)

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の本4情報照会(本人確認)

・取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。

・取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、市町村へ通知する。

(6)被保険者異動情報等の送信

6-①市町村から国民健康保険に関する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」の再委託を受けたとりまとめ機関が、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者資格情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を抽出する。

6-②取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。

6-③取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報)+個人番号)を取得(受信)する。

6-④取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を市町村へ通知するために突合結果リストデータ(EXCEL)を作成する。突合結果リストには個人番号は記録しない。

6-⑤取りまとめ機関は、上述「3-4」の突合結果リストデータ(EXCEL)を市町村へ通知する。

(通知された突合結果をもとに、市町村が自庁の住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者(過去に資格喪失したものを含む)及びその世帯員
その必要性	被保険者はその資格及び給付の管理において必要。 また、保険料の均等割軽減や高額療養費の限度額算定等は世帯で判定するため世帯員も対象となる。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<識別情報> 対象者を正確に特定するために必要 <連絡先情報> 対象者の特定のほか、保険証への表示や通知等の送付のために必要 <業務関係情報> 地方税関係情報: 保険料賦課及び保険給付を適正に行うために必要 健康・医療関係情報、障害者福祉関係情報、児童福祉・子育て関係情報: 保険給付を適正に行うために必要 医療保険関係情報: 資格管理及び保険給付を適正に行うために必要 生活保護関係情報: 資格管理を適正に行うために必要 介護・年金関係情報: 保険料の特別徴収を行うために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	区民部国民健康保険課、保健部地域保健課、区民部総合窓口課、区民部東部区民事務所、区民部西部区民事務所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区民部総合窓口課、区民部税務課、区民部高齢者医療年金課、区民部東部区民事務所、区民部西部区民事務所、福祉部障害福祉課、福祉部生活福祉課、福祉部西部生活福祉課、福祉部介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (医療保険者、共済組合等、東京都国民健康保険団体連合会、職業安定局)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	被保険者資格異動事務・保険料賦課収納事務・給付支給事務を適切に行う為、個人の特定に使用する。	
④使用の主体	使用部署	区民部国民健康保険課、保健部地域保健課、区民部総合窓口課、区民部東部区民事務所、区民部西部区民事務所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	国民健康保険システムファイルに記載することで以下の事務に使用する。 ①資格異動事務・・・他保険資格の確認等において個人の特定に使用する。 ②保険料算定事務・・・税務担当部署(前年1月1日が当区でない場合は当該市区町村の税担当部署)より所得情報を入手する。そのための個人の特定に使用する。 ③給付支給事務・・・支給額算定のため他保険支給額(社会保険での支払額や公費負担分)を把握する必要があるので、そのための個人の特定に使用する。 ④資格継続業務(国保連合会との連携)・・・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ⑤高額該当の引き継ぎ業務(国保連合会との連携)・・・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 ⑥オンライン資格確認の準備業務(国保連合会等との連携)・・・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。	
情報の突合	婚姻・通称名・転居等により必ずしも氏名・住所が個人特定のための有効なキーとはならない。また、社会保険等との資格の行き来もあり資格履歴が複雑なケースもある。そこで個人番号をもって入手記録と国民健康保険システムファイルとを突合し、正確に個人を特定する。	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <選択肢> () 8) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム運用保守業務委託	
①委託内容	国民健康保険システムの保守・運用支援業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、区が求めるセキュリティ要件について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)	
委託事項2		窓口業務委託	
①委託内容		各種申請書・届出書の受付、各種証書の作成および引渡し、データ入力、電話問い合わせ対応等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		入力等業務委託	
①委託内容		郵送物の封入、戻り郵便の記録入力、新規口座引き落とし対象者の登録処理、前住所所得照会の結果入力等	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本コンベンションサービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		総合窓口課における住民票異動に伴う窓口業務委託	
①委託内容		国民健康保険資格の取得・喪失・異動、保険料変更、資格・納付証明書発行、保険料納付	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		TOPPANエッジ株式会社(総合窓口課)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑤再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項8		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑤再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

	<p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (9) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	別紙2参照
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	別紙2参照
③提供する情報	別紙2参照
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(過去に資格喪失したものを含む)
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先1	別紙3参照
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条
②移転先における用途	別紙3参照
③移転する情報	別紙3参照
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者(過去に資格喪失したものを含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (国民健康保険システムの画面確認)
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<豊島区における措置>

・システム内電子データ

サーバーへのアクセスについては、ID及びパスワードによる認証が必要となる。

・紙媒体等

事務室内の施錠可能な物品庫、庁舎内の施錠可能な倉庫及び庁舎外の施錠可能な倉庫内に保管する。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

-

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者(過去に資格喪失したものを含む)及びその世帯員
その必要性	被保険者は賦課対象者として、世帯主は保険料の納付義務者として必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (分割納付記録や滞納処分記録)
その妥当性	<識別情報>対象者を正確に特定するために必要 <連絡先情報>督促状・催告書の送付や電話催告を行う関係上、最新の連絡先を把握するために必要 <業務関係情報>納付相談の経緯や分納の記録、差押等の滞納処分に関する記録も滞納管理上必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	区民部国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システムとの連携による)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システムとのガバメントクラウド内データ連携)	
③使用目的 ※	国民健康保険において、適正な滞納管理を行う為に使用する。	
④使用の主体	使用部署	区民部国民健康保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	国民健康保険は再転入などによる違う記号番号での複数履歴がありえるので、個人番号で名寄せを行い、滞納履歴を一元的に管理する。	
	情報の突合	国民健康保険システムと滞納整理システムファイルとを個人番号等を用いて突合、また、滞納管理システム内において個人番号にて名寄せを行う。
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システム運用保守業務委託		
①委託内容	滞納管理システムの保守・運用支援業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		
窓口業務委託		
①委託内容	各種申請書・届出書の受付、各種証書の作成および引渡し、データ入力、電話問い合わせ対応等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<p><豊島区における措置> ・システム内電子データ サーバーへのアクセスについては、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 ・紙媒体等 事務室内の施錠可能な物品庫、庁舎内の施錠可能な倉庫及び庁舎外の施錠可能な倉庫内に保管する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	
7. 備考		

(別紙2) 番号法第19条第8号および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に定める事務

	項番	情報照会者(提供先)	事務(提供先用途)	特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法(昭和三十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの
4	5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
5	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの
6	13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第十五条で定めるもの
7	16	市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第十八条で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第十八条で定めるもの
8	19	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第二十一条で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第二十一条で定めるもの
9	27	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
10	38	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
11	42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第四十四条で定めるもの

(別紙2) 番号法第19条第8号および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に定める事務

	項番	情報照会者(提供先)	事務(提供先用途)	特定個人情報
12	48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの
13	56	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第五十八条で定めるもの
14	65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第六十七条で定めるもの
15	69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第七十一条で定めるもの
16	83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八十五条で定めるもの
17	87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第八十九条で定めるもの
18	111	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって第百十三条で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十三条で定めるもの
19	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第百十七条で定めるもの
20	125	都道府県知事等	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
21	131	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第百三十三条で定めるもの
22	137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
23	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの

(別紙2) 番号法第19条第8号および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)に定める事務

	項番	情報照会者(提供先)	事務(提供先用途)	特定個人情報
24	145	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第百四十七条で定めるもの
25	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百六十条で定めるもの

(別紙3) 番号法第9条第2項に基づく条例に定める事務

	移転先(所管部署)	事務(移転先用途)	特定個人情報
1	区民部高齢者医療年金課	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	療養保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	福祉部障害福祉課 池袋保健所健康推進課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3	子ども家庭部子育て支援課	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4	子ども家庭部子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5	子ども家庭部子育て支援課	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
6	子ども家庭部子育て支援課	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年豊島区条例第60号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7	子ども家庭部子育て支援課	豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年豊島区条例第46号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8	子ども家庭部子育て支援課	豊島区児童育成手当条例(昭和44年豊島区条例第30号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
9	福祉部生活福祉課 福祉部西部生活福祉課	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険システムファイル

(宛名情報)

住民コード(宛名番号) 住民種別 カナ氏名 漢字氏名 生年月日 性別 続柄 住所コード 住所 方書 郵便番号
国籍 在留資格 在留開始年月日 在留終了年月日 異動事由 異動年月日 転入前住所 転出先住所

○資格情報

国保番号 個人番号 世帯取得年月日 世帯所得届出年月日 世帯喪失年月日 世帯喪失届出年月日
世帯所得事由コード 世帯喪失事由コード
世帯区分 介護世帯区分 得喪区分 世帯コード 分離時世帯コード 国保主住民コード
被保険者総数 一般被保険者数 退職本人被保険者数 退職扶養被保険者数 介護2号被保険者数 旧国保被保険者数
個人取得年月日 個人取得届出日 個人喪失年月日 個人喪失届出日 個人取得事由コード 個人喪失事由コード
資格区分 学遠区分 住所地特例区分 後期高齢者等判定区分
老健該当年月日 老健該当異動年月日 老健該当届出年月日
老健非該当年月日 老健非該当異動年月日 老健非該当届出年月日
老健(該当・非該当)事由コード
退職該当年月日 退職該当異動年月日 退職該当届出年月日
退職非該当年月日 退職非該当異動年月日 退職非該当届出年月日
退職(該当・非該当)事由コード 退職区分 退職本人被扶養者区分
介護2号該当年月日 介護2号該当異動年月日 介護2号該当届出年月日 介護2号非該当年月日 介護2号非該当異動年月日
介護2号非該当受付年月日 介護2号(該当・非該当)事由コード 介護2号区分 介護2号適用除外事由コード
前期高齢者該当年月日 前期高齢者該当異動年月日 前期高齢者該当届出年月日 前期高齢者非該当年月日
前期高齢者非該当異動年月日 前期高齢者非該当受付年月日 前期高齢者(該当・非該当)事由コード 前期高齢者区分
資格異動年月日 氏名変更年月日 住所変更年月日 続柄変更年月日
資格確認書等発行情報
減額認定証交付年月日 減額認定証交付区分 減額認定証喪失年月日
減額認定証交付事由コード 減額認定証交付発行年月日
減額認定証交付有効期限 減額認定証交付記該当年月日 減額認定証回収事由コード 減額認定証回収年月日
特定疾病区分
適用開始年月日 適用終了年月日 資格取得日(都道府県) 資格喪失日(都道府県) 市町村被保険者ID
性別抑止フラグ 送付物抑止フラグ
(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供にあたり追加する項目)
個人を識別するための枝番 券面記載の被保険者証記号 券面記載の被保険者証番号
券面記載の氏名(漢字) 券面記載の氏名(カナ) 券面記載の氏名2(漢字) 券面記載の氏名2(カナ)
氏名(漢字)文字切れ有無 氏名(カナ)文字切れ有無 氏名2(漢字)文字切れ有無 氏名2(カナ)文字切れ有無
被保険者証裏面への性別記載の有無 DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

○賦課収納情報

国保加入月数 退職加入月数 介護加入月数 調定年度 課税年度 調定額 調定年月日 国保主住民コード
特別徴収情報(年金コード・年金番号 特別徴収義務者コード)
旧但し書き総所得 減免区分
口座情報(金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人・口座開始年月日・口座終了年月日)
各種所得額 各種所得控除額 株式等譲渡所得 専従者給与収入額 専従者控除額 公的年金所得有無区分
純損繰越有無区分 非自発的失業者に係る情報(非自発的失業者になった日・非自発的失業者でなくなった日)
(医療・退職・介護・介退・支援・支退)賦課標準総所得額 (医療・退職・介護・介退・支援・支退)賦課標準課税所得額
(医療・退職・介護・介退・支援・支退)賦課標準被保数 (医療・退職・介護・介退・支援・支退)軽減判定用総所得額
(医療・退職・介護・介退・支援・支退)軽減判定用被保数 (医療・退職・介護・介退・支援・支退)所得割
(医療・退職・介護・介退・支援・支退)均等割 (医療・退職・介護・介退・支援・支退)合計
期別保険料 期別納付額 期別納期限 期別還付充当額 期別減免額

○給付情報

高額療養費申請年月日 申請人氏名・住所診療年月 給付状態区分 高額支給額 決定年月日 不支給理由 支払い方法
保険料充当日 保険料充当額
療養費申請年月日 診療年月 療養期間コード 傷病名 決定年月日 支給フラグ 支給決定額 不支給理由
支払い方法 振込先医療機関 支給年月日 銀行コード 支店コード 口座種類 口座番号
医療機関コード 点数表コード 診療年月 入院外来区分 給付割合 決定点数 費用額 負担者負担額 高額療養費
患者負担額 他法優先負担額 国保優先負担額薬剤一部負担金 食事基準額 食事負担者・負担額 食事患者負担額
高額該当情報(自市町村・他市町村) 転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ 転居月75歳到達時特例対象者フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 滞納管理システムファイル

個人情報ファイル

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、
郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、
戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、
個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、
送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、
故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、
滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号(マイナンバー)、
居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、
備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

家族情報ファイル

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、
擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

課税収納情報ファイル

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、
税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、
処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、
繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、
収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、
未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、
収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、
納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

交渉経過ファイル

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、
結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、
担当者、部署

処分情報ファイル

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、
状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、
解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、
債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、
処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、
差押氏名、差押住所、法令

分納情報ファイル

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、
支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、
分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
①国民健康保険システムファイル ②滞納管理システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p><被保険者等からの入手> 1件ごとに5情報等を確認の上、他者の情報を入手しないよう精査する。</p> <p><他自治体・他部署・住民基本台帳ネットワークからの入手> 対象者に絞って照会をかけるため他者の情報が入手されることはない。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p><被保険者等からの入手> 予め定められた帳票様式、確認書類にて行う。</p> <p><他自治体からの入手> 照会文書に必要な情報を明示して照会をかけるため、必要な情報以外の入手が行われることはない。</p> <p><他部署・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手> 必要な情報以外は入手する権限がなく、アクセスすることができない。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <p><被保険者等からの入手> 予め定められた方法に基づく入手に限定する。</p> <p><他自治体からの入手> 予め定められた方法(文書による照会)に基づく入手に限定する。</p> <p><他部署・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手> 適切な職員が必要な情報のみ入手することができるよう、閲覧権限の付与を制限している。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当区と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p> <p>【入手した特定個人情報不正確であるリスク】</p> <p>1. 入手の際の本人確認の措置の内容</p> <p><被保険者等からの入手> 個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書(運転免許証、パスポート等)の提示を受けて本人確認を行う。</p> <p><他部署からの入手> 5情報または宛名番号をキーとして照会を行う。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムからの入手> 5情報または個人番号をキーとして照会を行う。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p>	

・さらに、団体運営において、国民健康保険システムと同様の死者番号をキーとして個人識別事項を管理しており、死者番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。

2. 個人番号の真正性確認の措置の内容

・下記以外からの入手はない。

＜被保険者等からの入手＞

個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書（運転免許証、パスポート等）の提示に加え、すでに登録済みの特定個人情報との照合により、真正性確認を行う。

＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入手＞

5情報または個人番号をキーとして照合を行い、特定の個人を特定したうえで個人番号を含む特定個人情報を入手するため、真正性を確保している。

＜国保連合会からの入手＞

入手において個人番号は記載されていない。

3. 特定個人情報の正確性確保の措置の内容

・特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、整合性を確保するため、当該作業を行った者以外の者が確認する等、正確性の確保に努める。

・正確性に疑義が生じた場合は、調査等を行い、適宜修正することで正確性を確保する。

＜国保連合会からの入手＞

国保総合PCにおける措置

・国保連合会から配信される情報については、当区および都内他区市町村から送信された異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を確認している。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

・窓口での入手においては、対面にて收受し、漏えい・紛失の防止に努める。

・郵送での入手においては、記載事項や添付書類の漏れがないよう十分に確認の上で所定の郵送先に送付する旨を、ホームページ等にて案内する。また、返信用封筒を同封・活用する等誤配送の防止に努める。

・番号連携サーバー(団体内統合宛名)からの入手においては、データセンタ内のサーバ間通信に限定されている。

・紙媒体及び電子媒体により提出された情報は、情報ごとに分類して鍵付きの書庫等で保管する。

・委託業者と秘密保持契約を締結する等の対策を実施している。

＜国保連合会からの入手＞

国保総合PCにおける措置

- ・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
- ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
- ・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
- ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1. 宛名システム等における措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号連携サーバー(団体内統合宛名)は、個人番号利用業務以外又は個人番号利用業務のうち個人番号を使用しない業務からの要求があった場合には、個人番号を含まない情報のみが提供されるようにアクセス制御されている。 ・番号連携サーバー(団体内統合宛名)へは、権限のない者の接続を認めない。 <p>2. 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p> <p>紐付けは以下の理由以外に行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報を入手し国民健康保険システムに取り込む際の個人の特定 ・国民健康保険システム・滞納管理システム内にて行う同一人物の名寄せ <p>3. その他の措置の内容</p> <p>＜国保総合PCにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにログインIDを割り当てるとともに、推測されにくいパスワードによるユーザ認証を実施する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはロックすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。

その他の措置の内容	<p><豊島区システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカードやパスワードによる認証を設けるとともに、ログによるアクセス監視を行っている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の生体認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従事者が事務外で使用するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務外使用の禁止や情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報保護を徹底している。 ・アクセスログ情報の取得・保管を明示的に行い、従業員の不正利用に対する牽制としている。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <p>外部記録媒体の使用は、管理簿に登録されているものに限定し、使用の都度、管理者(課長)の承認が必要である。また、個人番号を含んだファイルは出力できない仕様となっている。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>【その他のリスク】</p> <p>国民健康保険システムにおいては、一定時間使用しない状況が続いた場合、自動的にタイムアウトし、再度IDとパスワードによる認証が必要となる。</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第12条第5項に基づき、以下の項目について、契約書又は仕様書に明記している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①秘密保持義務 ②事業所からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ③特定個人情報の目的外利用の禁止 ④再委託の制限 ⑤漏えい事案等が発生した場合の責任 ⑥委託業務終了後の特定個人情報の返還義務 ⑦特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ⑧従業者に対する監督・教育及び契約内容の遵守状況についての報告の求めに応ずる義務 ⑨区において必要があると認める場合の実地調査に応ずる義務

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<p>再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、区が求めるセキュリティ要件について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域 		

- に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供については、番号法及び豊島区マイナンバー条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供を行なうこととしている。 ・移転については、豊島区マイナンバー条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、移転を行うこととしている。 ・ルールが遵守されているか定期的にチェックを行う。また、必要に応じてログ情報の確認を行う。 		
その他の措置の内容	システムを使用して特定個人情報を照会するケースは移転による照会業務のみである。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】

- ・システムにおいては、ユーザーID及びパスワードの認証により権限のない者の接続を制限しており、不適切な方法での情報提供・移転を防止している。
- ・システムの利用は、原則として業務時間内と定め、業務時間外の利用を抑制することにより、不適切な方法での情報提供・移転の防止に努めている。
- ・不適切な提供・移転を防止するためセキュリティに関する研修を定期的実施している。
- ・委託や情報提供ネットワークシステム以外での提供はない。

【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】

- ・システムにおいては、ユーザーID及びパスワードの認証により権限のない者の接続を制限しており、許可された項目しか移転されないことで、誤った情報や誤った相手への情報移転を防止している。
- ・システム登録時には5情報を照合することで誤入力を防止している。
- ・システム連携時の紐づきについては宛名番号を使用することでミスを防止している。
- ・システムは十分に保守を行っており、バグによる処理結果の誤りを防止している。
- ・情報を提供・転移する際にログを残すことでシステム操作者による故意や過失のデータ改ざんを防止している。
- ・委託や情報提供ネットワークシステム以外での提供はない。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>◎情報提供ネットワークシステムとの接続は、すべて番号連携サーバ(団体内統合宛名)を介して行われる。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><豊島区における措置> ①職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を行っていく。 ②委託業者に対しては、契約書又は仕様書において、従事者に対し個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修又は教育の実施を義務付けている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	区民部 国民健康保険課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
②対応方法	問合せ受付票を作成し、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	①～④まで記載	⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	①～④まで記載	各項目の概要を追記	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	①～③まで記載	各項目の概要を追記	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①～②まで記載	③オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	その他(国民健康保険システム)	その他(国民健康保険システム、医療保険者向け中間サーバー等)	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム6	システム5まで記載	医療保険者向け中間サーバー等 に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追加。	事前	
令和2年8月7日	I 基本情報 6. 個人番号の利用 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務における根拠>に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	(別紙1)事務の内容 豊島区が保有するシステムと国保総合PCとの関係		図に「取りまとめ機関」等を追加。 (備考)取りまとめ機関への情報送信にとまない、 ⑭国保情報集約システムとの連携を⑭-1と⑭-2に修正。	事前	
令和2年8月7日	(別紙1)事務の内容 国保連合会への業務委託とシステムの関係		図に「取りまとめ機関」等を追加。 (備考)4. オンライン資格確認の準備業務に関する記載を追加。 個人番号を含む情報を取り扱う「1. 資格継続業務」「2. 高額該当の引き継ぎ業務」「3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」の詳細を追加。	事前	
令和2年8月7日	II 特定個人情報ファイルの概要(国民健康保険システムファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	①～⑤まで記載	⑥オンライン資格確認の準備業務 に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	II 特定個人情報ファイルの概要(国民健康保険システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託件数 6件	委託件数 8件	事前	
令和2年8月7日	II 特定個人情報ファイルの概要(国民健康保険システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項		(一部修正) 委託事項6(資格継続業務、高額該当の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務)の①委託内容に「オンライン資格確認等システムに関する記述を追加。 (全項目追加) 委託事項7(医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務)を追加。 委託事項8(医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務)を追加。	事前	
令和2年8月7日	(別添1)ファイル記録項目		(1)国民健康保険システムファイル ○資格情報に(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供にあたり追加する項目)を追加。	事前	
令和2年8月7日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われるリスク 2. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容		<他部署・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手>を追記	事前	
令和2年8月7日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<他部署・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手><他部署からの入手><住民基本台帳ネットワークシステムからの入手>を追記	事前	

令和2年8月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保			<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			<国保連合会における措置>、<取りまとめ機関における措置>に関する記載を追加。	事前	
令和2年8月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転リスク：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容			内容追記	事前	
令和2年8月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるリスク及びそのリスクに対する措置			研修について追記 システムの登録時・連携時・バグについて追記 委託や情報提供ネットワークシステム以外での提供がないことを追記	事前	
令和2年8月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			<取りまとめ機関における措置>に関する記載を追加。	事前	
令和2年11月4日	V評価実施手続き 1. 基礎評価書 ①実施日		2020/10/1		事前	
令和3年9月17日	V評価実施手続き 1. 基礎評価書 ①実施日	2020/10/1	2021/6/1		事後	
令和3年9月17日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定	①番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定		事後	
令和3年9月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二		番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年9月17日	(別紙2)提供先	(別紙2) 番号法第19条第7号及び別表第二に定める事務		(別紙2) 番号法第19条第8号及び別表第二に定める事務	事後	
令和4年8月17日	「Ⅲリスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・「発生あり」 ・その内容および再発防止策の内容に記載		・「発生なし」 ・その内容および再発防止策の内容を削除	事後	
令和4年8月17日	V評価実施手続き 1. 基礎評価書 ①実施日	2021/6/1		2022/6/1	事後	
令和5年7月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容			「⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務」に関する内容追記	事後	
令和5年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱うシステムにおいて使用するシステム システム4 ①システムの名称	中間サーバー		自治体中間サーバー	事後	
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件		9件	事前	
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	トップラン・フォームズ株式会社(総合窓口課)		TOPPANエッジ株式会社(総合窓口課)	事後	
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	トップラン・フォームズ株式会社(東部区民事務所、西部区民事務所)		TOPPANエッジ株式会社(東部区民事務所、西部区民事務所)	事後	

令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥再委託事項	「サーバー等ハウジングなど」	文言削除	事前	
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤再委託の許諾方法		委託先の具体名として「東京都国民健康保険団体連合会」を追記	事後	
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑤再委託の許諾方法		委託先の具体名として「支払基金」を追記	事後	
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9		新規追加	事前	
令和5年7月20日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	・性別裏面フラグ ・自己情報提供不可フラグ ・限度額適用不可状況	・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する事故情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治療により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事後	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	4情報	5情報	事後	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 その他のリスク及びそのリスクに対する措置	4情報	5情報	事後	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手 その他のリスク及びそのリスクに対する措置		ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等の設定変更について追記	事後	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		<国保連合会における措置>を追加	事後	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの担保 具体的な方法		<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>等を追加	事後	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	データセンター	データベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域	事前	
令和5年7月20日	IIIリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 その他のリスク及びそのリスクに対する措置	4情報	5情報	事後	
令和5年7月20日	V 評価実施手続き 1. 基礎評価書 ①実施日	2022/6/1	2023/6/1	事後	
令和7年7月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		(別紙1) 事務内容を修正	事後	
令和7年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑥情報提供機能(番号連携サーバー) 各業務で管理している別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能。	⑥情報提供機能(番号連携サーバー) 各業務で管理している特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能。	事後	
令和7年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		「被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。」を追加 「被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。」を追加	事後	
令和7年7月29日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表第一項番30 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	①番号法第9条第1項別表項番44 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ③国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ④住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	

令和7年7月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	①番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30(※)、33、39、42、46(※)、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (別表第二における情報照会の根拠) 項番42、43、44、45(※) (※)別表第二の主務省令未制定 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158 (情報照会の根拠) 項番69、70、71、160	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部地域保健課	保健部地域保健課	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	保健福祉部障害福祉課、保健福祉部生活福祉課、保健福祉部西部生活福祉課、保健福祉部介護保険課	福祉部障害福祉課、福祉部生活福祉課、福祉部西部生活福祉課、福祉部介護保険課	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健福祉部地域保健課	保健部地域保健課	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (国民健康保険システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	9件	10件	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容		「および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会」を追加	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10		新規追加	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1		別紙2(提供先)を修正	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二	番号法第19条第8号	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1		別紙3(移転先)を修正	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	事前	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 (滞納管理システムファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		新規追加	事後	
令和7年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	事前	
令和7年7月29日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和7年7月29日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	事前	
令和7年7月29日	III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 10. その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置>を追加	事前	
令和7年7月29日	V 評価実施手続き 1. 基礎評価書 ①実施日	2023/6/1	2024/7/1	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム3 ①システムの名称	システム共通基盤(団体内統合宛名システム)	番号連携サーバー(団体内統合宛名)	事後	

令和8年3月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システム4 ②システムの機能	システム共通基盤(団体内統合宛名システム)	番号連携サーバー(団体内統合宛名)	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		削除	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	システム共通基盤(団体内統合宛名)	番号連携サーバー(団体内統合宛名)	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	10件	8件	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システム保守業務委託	システム運用保守業務委託	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社電算	株式会社日立システムズ	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	追加	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、区が求めるセキュリティ要件について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	追加	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	区民事務所における窓口業務委託	削除	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	標準準拠版国民健康保険システム導入作業委託	削除	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	・システム内電子データ ①セキュリティゲートにて生体認証により入退館管理をしている建物の中で、さらに生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスについては、二要素認証が必要な端末からのみアクセスすることが可能となる。	・システム内電子データ サーバーへのアクセスについては、ID及びパスワードによる認証が必要となる。	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	滞納管理システムファイル	標準準拠版滞納管理システムファイル	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	国民健康保険システムとのデータセンター内専用回線によるデータ連携	国民健康保険システムとのガバメントクラウド内データ連携	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	2件	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システムの運用保守	システム運用保守業務委託	事後	

